

## ベースアップ評価料等に関するよくあるご質問

令和8年4月24日時点

- ・ベースアップ評価料等について、お問い合わせをいただくことが多い内容を掲載しております。
- ・掲載内容については、随時更新しております。
- ・疑義が解消しない場合については、北海道厚生局ホームページの「診療報酬等疑義照会フォーム」からお問い合わせください。

項番	ご質問	回答
1	令和6年度（令和7年度）からベースアップ評価料を届出しています。 令和8年6月以降もベースアップ評価料を算定する予定ですが、届出は必要ですか？	届出が必要です。 令和8年6月以降にベースアップ評価料を算定する場合、すべての医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおいて5月中（5月7日以降）に届出が必要です。
2	令和8年5月中に届出をするにあたって、どの時期に届出を行えばよいですか？	令和8年5月7日（木）から令和8年5月31日（日）までに届出を行ってください。 ※令和8年6月1日についても届出は可能ですが、ベースアップ評価料Ⅱや入院ベースアップ評価料等で直近3か月の実績を用いる部分等の期間が変わる場合がありますので、注意してください。
3	令和8年5月中に届出をするにあたって、どの様式を提出する必要がありますか？	北海道厚生局HPに掲載されている、届出に必要な様式のフローチャートをご確認ください。 なお、届出の際には必ず令和8年度診療報酬改定後の様式を使用してください。
4	令和8年度分の「賃金改善計画書」の作成と提出は必要ですか？	令和8年度分の「賃金改善計画書」については、作成と提出は不要です。 ただし、令和8年8月に「賃金改善中間報告書」の作成と提出が必要です。 ※令和8年度診療報酬改定にて「賃金改善計画書」は作成と提出が不要となり、新しく「賃金改善中間報告書」の作成と提出が必要となりました。 ※「賃金改善中間報告書」の作成方法等については、後日掲載いたします。
5	令和7年度分の「賃金改善実績報告書」はいつ提出しますか？	令和7年度分の「賃金改善実績報告書」については、令和8年8月に作成・提出が必要です。 ※「賃金改善実績報告書」の作成方法等については、後日掲載いたします。

## ベースアップ評価料等に関するよくあるご質問

令和8年4月24日時点

- ・ベースアップ評価料等について、お問い合わせをいただくことが多い内容を掲載しております。
- ・掲載内容については、随時更新しております。
- ・疑義が解消しない場合については、北海道厚生局ホームページの「診療報酬等疑義照会フォーム」からお問い合わせください。

項番	ご質問	回答
6	Excelの届出様式で入力できない箇所（セル）があります。	届出様式内の赤色に塗りつぶされた箇所（セル）が、医療機関で入力を行う箇所になります。緑色に塗りつぶされた箇所（セル）やその他の箇所は、Excelの関数機能によりその他の場所に入力された内容等を参照して反映される場所になるため、入力ができないように設定しております。様式を作成する場合、Excelファイル内の左側のシート（別添2）から作成を進めていただくとスムーズにご作成いただけると思います。
7	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5（継続して賃上げを行った医療機関への加算）の届出を考えています。令和8年3月31日時点において外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）を届け出ている保険医療機関が対象になりますが、令和8年3月3日に外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出を行い、令和8年4月1日から算定を行っていた場合、加算の対象になりますか？	令和8年3月2日までに外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出を行い、令和8年3月1日から算定を開始している必要があるため、加算の対象となりません（令和8年3月23日付け事務連絡「疑義解釈資料の発出について（その1）」看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料関係の問1）。なお、上記に当てはまらない場合においても、令和6年3月時点の対象職員の給与と当該評価料の算定を開始する月の給与を比較して、一定の水準以上のベースアップが行われていた場合、加算の対象となります。
8	ベースアップ評価料を法人内の同一の給与体系に基づく複数の保険医療機関において、保険医療機関等の「月額賃金総額」及び「対象職員数」を通算して届出を行う場合、法人本部等がまとめて提出することは可能ですか？	届出様式は保険医療機関等ごとに作成が必要です。保険医療機関等ごとに作成した届出様式を送付いただく際には、保険医療機関等ごとにメールを作成して提出いただくか、1通のメールに複数の届出様式を添付して提出する場合、メール本文等にどの保険医療機関等の届出を行うかを記載してください。
9	ベースアップ評価料を法人内複数医療機関で通算して届出を行った場合、令和8年8月に提出する報告書（賃金改善中間報告書・賃金改善実績報告書）は、法人本部等がまとめて提出することは可能ですか？	報告書は保険医療機関等ごとに作成が必要です。なお、令和7年度の賃金改善実績報告書は法人内複数医療機関で通算して実績報告を行うことはできません。保険医療機関等ごとに作成した届出様式を送付いただく際には、保険医療機関等ごとにメールを作成して提出いただくか、1通のメールに複数の届出様式を添付して提出する場合、メール本文等にどの保険医療機関等の届出を行うかを記載してください。報告書（賃金改善中間報告書・賃金改善実績報告書）の作成方法等については、後日掲載いたします。
10	賃上げを目指すために数値目標（令和8年度：3.2%（看護補助者・事務職員は5.7%）令和9年度：さらに3.2%（看護補助者・事務職員は5.7%））があるが、必ず達成しなければならないのですか？	目標水準であり、必ず達成しなければならない数値ではありません。なお、令和8年3月までにベースアップ評価料を届出していなかった保険医療機関等において、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5（継続して賃上げを行った医療機関への加算）等の届出を行う場合、令和6年3月時点の給与と比較して、左記の目標水準を満たす賃上げを行っている必要があります。

## ベースアップ評価料等に関するよくあるご質問

令和8年4月24日時点

- ・ベースアップ評価料等について、お問い合わせをいただくことが多い内容を掲載しております。
- ・掲載内容については、随時更新しております。
- ・疑義が解消しない場合については、北海道厚生局ホームページの「診療報酬等疑義照会フォーム」からお問い合わせください。

項番	ご質問	回答
11	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみで目標の賃上げ水準に達しない場合は、必ず外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）を届出しなければならないのですか？	届出要件を満たした医療機関がベースアップ評価料（Ⅱ）の届出を行うことができるのであって、必ずしも届出を行う必要はありません。